

令和3年10月5日
林野庁
近畿中国森林管理局

～森林（もり）のギャラリー～ 「木材利用促進の日」及び「木材利用促進月間」特別展示のご案内

本年6月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の一部を改正する法律が成立し、10月1日に施行されました。

この法律は、公共建築物等における木材の利用を促進し、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的としています。今回の改正では、基本方針の対象を公共建築物から民間建築物を含む建築物一般へ拡大し、脱炭素社会の実現に向け、さらなる木材利用の推進に取り組みます。

また、漢字の「木」という字が「十」と「八」に分解できることにちなみ、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定化し、建築物だけでなく、生活の身近な物を木製品に変えていく「ウッドチェンジ」への関心と理解を深めることとしています。

近畿中国森林管理局では、庁舎1階の展示ギャラリーにおいて、「木材利用促進の日」及び「木材利用促進月間」をPRする特別展示を以下のとおり実施しております。

ぜひ、特別展示をご覧ください、『木材の魅力』を再発見&ウッドチェンジしてみませんか？

- 展示場所 近畿中国森林管理局1階展示ギャラリー及び庁舎外壁面
- 展示内容 木材の利用促進に関するパネル展示
ウッドデザイン賞受賞作品のタペストリー、各種のぼり設置
木製品（木のボールプール）展示
- 展示期間 令和3年10月1日（金）から10月29日（金）
- 開館期間 月曜日から金曜日まで（土日は除く）9：00～17：00
- その他 新型コロナウイルス感染症対策として、ご来場の際は、マスクの着用や手指の消毒にご協力をお願いします。また、発熱や咳・くしゃみ等の症状があるなど、体調不良の際は、ご来場をお控えください。

【問合せ先】林野庁近畿中国森林管理局

森林整備部 技術普及課

担当者：課長補佐、企画係

電話：06-6881-3484

FAX：06-6881-3553

